

ID: 169

担当部署: 産業課

処分の概要	分担金の減免等		
例規名 根拠条項	県営土地改良事業分担金徴収条例 第5条		
例規番号	昭和50年条例第25号		
<b>【基準】</b> 第5条の規定による。 (分担金の減免等) 第5条 天災地変その他特別な事由がある場合において、必要あると認めるときは、分担金を減免し、又はその徴収を延期することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日